

原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、長期休暇には帰還困難区域（富岡町）の実家に帰省するなどしていた申立人子について、原発事故前の生活状況、大学卒業後の進路（福島県内に戻り就職したこと）等を考慮し、将来的に実家に戻る蓋然性があったと認めて、生活基盤喪失による精神的損害として、210万円（中間指針第五次追補の定める目安額700万円の3割）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X4及びX5（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

1 申立人X1

(1) 損害項目：過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）

期 間：自 平成23年3月11日 至 23年9月10日

(2) 損害項目：日常生活阻害慰謝料

期 間：自 平成29年6月1日 至 30年3月末日

(3) 損害項目：自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）

期 間：自 平成23年4月23日 至 23年12月末日

2 申立人X2

(1) 損害項目：過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）

期 間：自 平成23年3月11日 至 23年9月10日

(2) 損害項目：日常生活阻害慰謝料

期 間：自 平成29年6月1日 至 30年3月末日

(3) 損害項目：自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）

期 間：自 平成23年4月23日 至 23年12月末日

3 申立人X4

(1) 損害項目：過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）

期 間：自 平成23年3月11日 至 23年9月10日

(2) 損害項目：日常生活阻害慰謝料

期 間：自 平成29年6月1日 至 30年3月末日

(3) 損害項目：自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）

期 間：自 平成23年4月23日 至 23年12月末日

4 申立人X5

(1) 損害項目：過酷避難状況による精神的損害（第五次追補第2の1）

期 間：自 平成23年3月11日 至 23年9月10日

(2) 損害項目：日常生活阻害慰謝料

期 間：自 平成29年6月1日 至 30年3月末日

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に係る金580万円の損害が生じたことを認める。

(内訳)

1 申立人X1

(1) 過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1) 30万円

(2) 日常生活阻害慰謝料 100万円

(3) 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3） 20万円

2 申立人X2

(1) 過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1) 30万円

(2) 日常生活阻害慰謝料 100万円

(3) 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3） 20万円

3 申立人X4

(1) 過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1) 30万円

(2) 日常生活阻害慰謝料 100万円

(3) 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3） 20万円

4 申立人X5

(1) 過酷避難状況による精神的損害(第五次追補第2の1) 30万円

(2) 日常生活阻害慰謝料 100万円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月22日

(仲介委員 山下 純司)

原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、長期休暇には帰還困難区域（富岡町）の実家に帰省するなどしていた申立人子について、原発事故前の生活状況、大学卒業後の進路（福島県内に戻り就職したこと）等を考慮し、将来的に実家に戻る蓋然性があったと認めて、生活基盤喪失による精神的損害として、210万円（中間指針第五次追補の定める目安額700万円の3割）の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及びX3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

1 申立人X1

(1) 損害項目：日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4指針I②）の増額

期 間：自 平成23年3月11日 至 同30年3月末日

2 申立人X2

(1) 損害項目：日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4指針I①）の増額

期 間：自 平成23年3月11日 至 同30年3月末日

3 申立人X3

(1) 損害項目：生活基盤喪失による精神的損害（第五次追補第2の2）

(2) 損害項目：日常生活阻害慰謝料

期 間：自 平成23年3月11日 至 25年3月末日

(3) 損害項目：財物損害（家財）

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に係る金560万8333円の損害が生じたことを認める。

（内訳）

1 申立人X1

(1) 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4指針I②）の増額
180万円

2 申立人X2

(1) 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4指針I①）の増額
105万円

3 申立人 X 3

(1)生活基盤喪失による精神的損害（第五次追補第2の2）

210万円

(2)日常生活阻害慰謝料

20万8333円

(3)財物損害（家財）

45万円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年4月16日

（仲介委員 山下 純司）